

平成19年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年6月19日 (火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月19日 午前9時00分宣告 (最終日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		税務課長	長尾 彰夫		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 福祉課長	斎藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	環境課長	上田 実
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 都市計画課長	佐野 宗夫	農政商工課長	山田 晴雄
	会計管理室	会計管理者兼会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫		
	消防本部	消防長	上田 正治	消防署長	山内 巧
		総務課長	浅野 睦		
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼教育課長兼 図書館長	伊藤 芳樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	松岡 英雄	書記	志治 正弘
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 請願第1号 国民健康保険、介護保険制度の改善を求める請願書
- 日程第2 請願第2号 子育て支援の拡充を求める請願書
- 日程第3 議案第32号 蟹江町税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第33号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第34号 蟹江町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について
- 日程第6 議案第35号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第7 議案第38号 平成19年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第39号 平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 菊地 久君

皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきまして、まことにありがとうございます。本日は、平成19年第2回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。ご協力をお願いいたします。

皆さんのお手元に請願審査報告書と総務民生、防災建設の各常任委員会の審査報告書が配付してあります。また、議案第32号に対し請求のあった資料は防災建設常任委員に、議案第35号に対し請求のあった資料は総務民生常任委員に配付してあります。なお、全員協議会で小原議員から請求のありました資料が配付してあります。また、平成19年第1回定例会会議録の写し、議会提要及び平成19年第3回定例会の会期予定表が配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、6月18日付で請願第1号及び請願第2号の第2次分として請願者の追加がありましたので、配付してあります。この2請願の内容は第1次分と同じ内容ですので、請願者の追加人数の報告をさせていただきます。請願第1号の追加は76名、合計838名、請願第2号の追加は77名、合計820名です。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る13日に開催をされました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 小原喜一郎君、ご登壇ください。

（7番議員登壇）

○議会運営委員長 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

去る13日、本会議終了後、議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果について報告をいたします。

まず最初に、意見書の取り扱いについてでございますが、3月定例会以降に提出された7

件の意見書の取り扱いを協議いたしました結果、1番目の「住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービスの拡充を求める意見書」、2番目の「最低賃金を引き上げ、公契約における賃金・労働条件の改善及び均等待遇を求める意見書」、3番目の「労基法改定（ホワイトカラーエグゼンプション導入）反対、労働者保護のための労働法制を求める意見書」、4番目の「改憲促進につながる国民投票法制定、憲法9条改悪及び道州制導入の中止を求める意見書」、6番目の「最低賃金に関する意見書」につきましては、全会派の一致を見ることはできませんでしたので、不採択といたしました。

また、5番目の「日豪EPA/FTA交渉に対する意見書」、7番目の「トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書」につきましては、継続審査となりました。

次に、次回9月定例会の日程は、お手元に配付してございます「平成19年第3回（9月）蟹江町議会定例会の会期予定表」のとおり予定されましたので、よろしく願いいたします。

以上、報告をいたします。

（7番議員降壇）

○議長 菊地 久君

どうもありがとうございました。

○議長 菊地 久君

日程第1 請願第1号「国民健康保険、介護保険制度の改善を求める請願書」

日程第2 請願第2号「子育て支援の拡充を求める請願書」

日程第3 議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」

日程第4 議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本4案は総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 中村英子君、ご登壇ください。

（8番議員登壇）

○総務民生常任委員長 中村英子君

それでは、ご報告をいたします。

総務民生常任委員会に付託されました4案件につきまして、去る6月7日に委員会を開催いたしました。出席委員7名、欠席1名のもとに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、請願第1号「国民健康保険、介護保険制度の改善を求める請願書」を議題といたしました。

まず、請願書の紹介議員である小原喜一郎議員から、今回の請願書提出に至る経過及び背景について若干の説明を受けました。

その後、質疑に入り、請願書採択の可否について判断する前に、必要な資料・数値等を議員として調査し、その調査結果を踏まえて判断するのが望ましく、継続案件にした方がよいのではないかという意見が出されました。また、具体的な対象世帯がどれくらいあるのかの数値を把握しているのかとの質疑がありました。

これに対し、小原議員から、正確な数字は把握していないが、生活保護の基準の10万5,000円を下回る世帯で、努力しても収入が少なく、税金を払いたくても払えない世帯が、自分が知る限りでも20数件あり、基準から外れる低所得者に対する国民健康保険税の減免措置、介護保険料の見直しは必要であるとの説明がありました。

次に、国民健康保険税率及び介護保険料の見直しをした場合の町の一般会計からの繰入金等、財政面についての議論が交わされましたが、資料不足や実対象者数等の把握がされていないことから、財政上の問題をかんがみた判断には至りませんでした。

最後に、当委員会としてこの請願書の取り扱いを継続案件にするか否かが論議され、請願の性質・内容から持ち越して継続審議するものではなく、この委員会で採択すべきものか不採択とすべきものか結論を出すことを決め、質疑を終了いたしました。

続いて、討論に入りました。

反対討論として、提案者や請願者の気持ちは受けとめる。今後、調査研究する必要があるが、問題が複雑で多岐にわたる問題であるので、この請願については採択すべきではないという趣旨の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、住民の皆さんの実態を多く聞き、一日も捨てておけない状況であり、町当局も議会も直視してこの問題に取り組む方向で進んでいくためにも、本請願に賛成するという趣旨の討論がありました。

他に討論の参加はなく、賛否を求めましたところ、請願第1号は賛成少数で不採択すべきものと決しました。

続いて、請願第2号「子育て支援の拡充を求める請願書」を議題といたしました。

初めに、請願内容についての説明を求めましたが、特になく、直ちに質疑に入りました。

子供の医療費を中学校卒業までということは先が見えてきているので、議会が今決めなくてもよいことだと思う。妊婦健診の無料化についても、産婦人科医の実態がつかめず、優先課題ではない。また、保育料の値上げ、延長保育の保護者負担についても、現状からは、町立で運営している以上、無理があるという意見が出されました。

他に、医療費の中学生までの無料化は理想形だけれども、町としても段階的に小学生6年生までの入院無料化を打ち出し、この問題については前向きである。また、妊婦健診についても是正の方向に向き、全体的にはよい方向に進みつつあるという意見が出されました。

他に質疑もなく、討論に入りました。

反対討論として、請願の内容は皆さんが望むことではあると思うが、厳しい町の財政運営

から、実現性の問題を見きわめ、段階を踏むべきであり、すべての理想論で請願を受けるべきではない。よって、この請願については採択をすべきではないという趣旨の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、多くの住民の皆さんの切実な声であり、少子化時代を迎え、子供を産んで育てたいという地域の環境づくりが大切である。全体的に子育てしやすい社会の構造をつくっていく中で少子化問題の解決を図り、活気あるまちづくり、蟹江町を魅力あるまちにするためにも、本請願に賛成するという趣旨の討論がありました。

他に討論の参加はなく、賛否を求めましたところ、請願第2号は賛成少数で不採択すべきものと決しました。

請願については、以上であります。

次に、議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査の冒頭において理事者側から、初日の本会議で資料請求があった町民税の課税の特例措置対象人数及び税額についての説明がありました。

次に、質疑に入りました。

「人格がない社団等」の法人税割額の具体例及びバリアフリー改修工事における限度100平方メートルの取り扱いと税額の積算方法とはという趣旨の質疑がありました。

これに対し、「人格がない社団等」については、信託法の全面改正によるものだが、県からまだ正式なものが届いておらず、具体的な把握をしていない。また、バリアフリーについては、国から改修内容について8項目示されており、一般的には介護保険給付金を受けられている方が対象となるが、支給を受けられない方でも8項目の要件を満たせば特例措置の対象となるものである。また、限度100平方メートルまでの取り扱いは、65歳以上の高齢者、障害者、要介護者、要支援者の認定を受けている方が対象となるが、固定資産税は面積案分によって税額が算定されるという趣旨の答弁がありました。

次に、信託法改正に伴う類型の種類及び蟹江町における適用例があるのか。また、バリアフリー改修工事について、新築住宅も特例措置を受けられるのか。次に、駅中課税の見直しについて、鉄軌道用地隣接地域の評価基準が面積案分による特例措置に変わるが、案分の基準を示してもらいたいという趣旨の質疑がありました。

これに対して、信託法改正に伴う適用例について、昨年度の実績からは該当はない。ただし、法人格で、来年度、法人税割の申告が出た場合は、その時点で正確な数値の把握ができ、確認できる。バリアフリーの新築住宅への適用については、平成19年1月1日現在で建物があるものについて適用され、これから建てられる新築住宅には適用されない。また、駅中ビジネスについては、プラットホーム等にある小さな商業施設は対象外であり、町内にある近鉄蟹江駅・富吉駅、JR蟹江駅は今回の特例の対象にはならないという趣旨の答弁がありました。

次に、老年者控除の廃止、公的年金控除縮小の適用についての確認を求めるといふ趣旨の質疑がありました。

これに対し、老齢者控除は昨年の町県民税から廃止になっている。また、65歳以上の公的年金控除額は、これまでの140万円から昨年20万円減の120万円となった。定率減税に関し、住民税は昨年2分の1減税し、今年度6月分からは廃止となるという趣旨の答弁がありました。

次に、65歳以上の老齢者非課税措置が125万円以下に変えられ、経過措置はとられているものの、増税となるのではないかという趣旨の質疑がありました。

これに対し、急に廃止をすれば、納税者にとってかなりの負担となるので、3年間の特例措置で年次の経過措置を講じているという趣旨の答弁がありました。

他にも若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論に入りました。

反対討論として、大增税であり、しかも課税限度額の引き下げもあり、所得の低い皆さんが大変な状況になるということがはっきり言える。その一方で、大企業に対する優遇税制が盛り込まれている。よい面は確かにあるが、住民が苦しむ状況がこの税の改正によってさらに促進され、格差が一層激しくなるので、反対であるという趣旨の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、今回の改正は、国税・地方税の主要な部分ではなく、細かい部分の微調整的な税法の改正に伴う条例であるので、賛成するという趣旨の討論がありました。

討論を終結し、賛否を求めましたところ、議案第32号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査の冒頭において理事者側から、初日の全員協議会に提出した「蟹江町国民健康保険税の改正について」の説明資料中、収支状況表最終段の国保会計繰入金欄に平成13年度から平成15年度間まで「1,500万円」と記載されているが、「1億5,000万円」の誤りであり、訂正をお願いする旨の説明がありました。

これは、全員協議会の折に、「蟹江町国民健康保険税の改正について」ということで、皆さんのお手元に資料があると思います。これは、「蟹江町国民健康保険税の改正について」という、このような資料ですので、これがお手元にあると思いますけれども、その一番下の欄の国保会計繰入金の欄ですけれども、その単位が一つ間違っていたので、ご訂正をお願いしたいということでありましたので、これは後で皆さんもご訂正をお願いしたいと思います。1,500万円と3年間なっておりますけれども、1億5,000万円の誤りであるということ、そういう訂正がありましたのでお願いいたします。

また、質疑に入ります前に、去る5月21日開催された国民健康保険運営協議会に委員長と

して出席し、この議案が協議会で審議され、質疑は出されましたが、協議会では賛成であったことを先に報告をいたしました。

続いて、質疑に入り、地方税法施行令の一部改正の内容及び介護納付金の税率の大まかな仕組みについて伺いたいという趣旨の質疑がありました。

これに対して、地方税法施行令の改正内容については、限度額が56万円に改正された。また、介護給付金との公平を図ることについては、歳入と歳出の公平を図ることであり、累積赤字を補うための条例改正であるという趣旨の答弁がありました。

次に、歳出が多く、歳入が少ないため、その調整を図るための条例改正ということだが、他の近隣市町村と比べても蟹江町が際立ってマイナスなのは何が原因なのかという趣旨の質疑がありました。

これに対し、社会保険診療報酬支払基金に支払う介護給付費納付金に原因があり、介護を受ける人数がふえれば、当然負担額も多くなる。また、津島市は今年度の赤字を見込んで昨年12月議会で既に条例改正されたが、マイナスは蟹江町だけではなく、海部地区の他の市町村すべてが赤字であるという趣旨の答弁がありました。

次に、2号被保険者のフリーターやパートなどの所得の低い方にもかかわる問題であり、均等割と平等割だけをとってみても大変な増税となる。減免制度は必要ではないかという趣旨の質疑がありました。

これに対し、収入の低い方については、法的減免の定めにより、6割、4割の軽減が受けられる。また、公的年金受給者（1号被保険者）は、この改正案の該当には当たらないという趣旨の答弁がありました。

次に、介護保険の2号被保険者の平均額は幾らで、1号被保険者との違いは。また、全国的な平均額はという趣旨の質疑がありました。

これに対し、前年度額に見込み率を乗じて本年度概算額が決められ、その概算額から2年前の確定金額を差し引いた額で納付金額が決まる。2号被保険者の平均保険額は、この額を保険者数で割り返して得た額となるが、あくまで国が定めた積算基準により算定された額であるという趣旨の答弁がされました。

次に、町の限度額超過世帯は全被保険者世帯の何%かという趣旨の質疑がありました。

これに対し、国保加入世帯6,644世帯中、約380世帯であるという趣旨の答弁がありました。他にも若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論に入りました。

反対討論として、財政が厳しい状況であることは理解できるが、生活の状況に合わせた累進課税による保険税になることが望ましい。行政は、収納率も上がり、無理のない課税というものを研究する必要がある。この時期においては引き上げ幅が大き過ぎるので、本案には反対であるという趣旨の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、そもそもの介護保険制度から見れば、応分の負担は必要で

ある。所得が低く、働けないといっても、介護を受けるわけである。努力し、社会的な責務を果たす必要はある。健全財政の面からも今回の条例改正は必要であるので、本案には賛成するという趣旨の討論がありました。

討論を終結し、賛否を求めましたところ、議案第33号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で4議案の審議を終わりました。

最後に、追加といたしまして、その他の議題を取り上げました。

改選後初めての議会でありますので、各常任委員会で調査研究するテーマがあったら取り上げたいということで、若干の意見交換をいたしました。いたしましたが、当委員会としては、特にまとまった調査研究テーマというものは取り上げられませんでした。

以上が常任委員会のご報告でございます。よろしくお願いいたします。

(8番議員降壇)

○議長 菊地 久君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 請願第1号「国民健康保険、介護保険制度の改善を求める請願書」の委員長報告に対する質疑に入ります。

○14番 山田乙三君

14番 山田乙三です。

質疑といえますか、議事運営等、確認をしていきたいと思えます。

まず、請願第1号で、私、手元に紹介議員 小原喜一郎、林英子と、住所、氏名、捺印。一番下のところですが、名前、住所、捺印箇所がございますけれども、私の思い違いであればいいわけですが、一番下の署名、住所、捺印のところですが、どうも私の知識としては、いくら家族であろうとも個人個人が署名、捺印、住所等書くのが慣例、普通という社会的通念ではないかなと思うんですが、紹介議員の方に失礼なことを言うと、これ全部1人の方が書かれておるやに思えてならんわけですが、そうでなければいいんですが、本来、きちっとした形の請願書たるべきものであれば、一人一人が氏名、住所、捺印と書くのが当然でございます、その辺の確認を、質疑になるかどうか知りませんが、確認をとっていきたいと思えます。紹介議員の方にその辺のあたり、わかっている範囲でお聞かせ願いたいと思えます。

○議長 菊地 久君

今、委員長報告に対する質疑を受けておりますので、そのことにつきまして、まずは中村英子委員長、お願いいたします。

○総務民生常任委員長 中村英子君

それでは、ご説明いたします。

7日に開かれました常任委員会では、山田議員もご出席のことだと思いますけれども、署名の中身についての押印、それが適正であるかどうか、そのような議論はなされておられません。

以上です。

○議長 菊地 久君

今、委員会の中ではそういう議論はされておませんが、今、山田乙三議員から紹介議員に対しまして、この署名等について確実であったかどうかというようなご質問があるわけですので、この点についてはいかが取り計らったらよろしゅうございますか。

○総務民生常任委員長 中村英子君

議事に関しましては、従来から委員長報告に対する質疑であり、委員会で話されたことのご報告ということになっております。それ以外の質問ということはやらないというふうな従来の慣習になっておりますので、これはこの程度でよろしいかと思えます。

○議長 菊地 久君

山田乙三君、そのような取り扱いにしておきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○14番 山田乙三君

14番 山田でございますけれども、私も総務民生常任委員の一人で、委員長がおっしゃられる意味はよくわかりますが、あえて本会議場でこういう大切な請願書等、中身について、きちっと紹介議員、いわゆる署名者は当然おられませんから、紹介議員2名おられますので、その辺の中の実意を今後のこともございますので確かめ、これからの対応といたしますか、委員会等でも意見を出しながら対処していきたいと、こういうことですので、もし紹介議員でこの辺の答弁といたしますか、お話をいただければ、ぜひともしていただきたいと思えます。

言うなれば、署名は1人ずつやられましたよ。家族単位でやられ、あるいは1人の方がいわゆる署名、住所、押印はしておられませんと、こんなようなことであれば結構かと思えますけれども、その辺のことがお聞きしたいわけです。

○総務民生常任委員長 中村英子君

これは内容ということではなくて、議会のルールとして、常任委員会で審議されたものの後に説明を求めることはないというルールのもとに行われておりますので、私はそのルールを申し上げたところであります。

しかし、請願ということで非常に大事だということですが、今、この印鑑を押していないのは、18日に提出された追加分のことを今おっしゃっていると思えますので、追加分も今見てみますと、ここに……。追加分だと思うんですよ。追加分で今見られて、おっしゃ

っていると思いますので。追加分として出されたものですね、今ここに。追加分じゃないですか。追加分で。

(発言する声あり)

これ追加分のことを多分おっしゃっていると思うんですね。これは18日の追加分のことでありますので、既に常任委員会は終わっていることでありますから、これについては議長判断で私はお願いしたいと思います。

○議長 菊地 久君

では、きょう出されました追加分の中の請願者の出されました署名等々についてという形で。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

今の質問に対して答弁はするつもりはありません。

議事運営上の問題で、今までの慣例は、付託された常任委員会で審議された議員さんは、議決の際の質問はされなかったと思うんです、今までは。今回、議長お許しになったわけにありますけれども、新たな慣例として、付託案件審議に加わった議員でも質問ができると判断をしてよろしいのかどうなのか伺っておきたいと思うんです。

(「議長、議事運営について」の声あり)

○議長 菊地 久君

議事運営が出ておりますので。

○16番 奥田信宏君

16番 奥田信宏でございます。

今の小原議員の話と一緒に話ではありますが、確かに委員会に出席をしておる者は、慣例として当然、本会議ではいわゆる質疑等はしないということが慣例になっておりますが、今回はこの追加の請願が出たということで、この追加の請願についての取り扱いはひょっとしたらお聞きをしてもいいんじゃないかというふうに私は山田議員が判断をされて質疑をされたと思いますので、これはその18日の会議の内容についての質疑とは多少違うと思っておりますので、私はそう思って、これは正しいことでないかというふうに理解をいたしております。

○7番 小原喜一郎君

議事運営についてであります。答弁はやぶさかではありませんけれども、やっぱり議会のルールはルールでありますので、はっきりさせておいていただきたいというふうに思うわけですけれども、つまり常任委員会で審議された以降に明らかになった事実については担当委員でも発言できると、こういう判断でよろしいですか。

○議長 菊地 久君

ほかに議事運営についてご異議ございませんか。議事運営でございますが。

○16番 奥田信宏君

16番 奥田信宏でございます。

議長の範囲の話であります。この要するに委員会後にこういう新しい例えば請願等が出た場合については、これは質疑ができるかどうかの取り扱いは、次回の議会運営委員会等でご協議をいただき、取り扱いをお決めいただけたらと思っております。

○議長 菊地 久君

わかりました。

きょうの山田乙三君の質問につきましては、あくまでも委員長報告でございますので、この出されました請願書の追加は氏名等でございますから、審議の対象ではありません。そういうような意味で、この際、質疑を打ち切ります。

○総務民生常任委員長 中村英子君

この請願の2つに関して全部の署名というのは出ていないわけですね、実際には議会には。他何名ということですので。この請願の背景にあります、例えば国民健康保険、介護保険制度の改善を求める請願ということは、表紙と、最初に書いたお二人の名前のほか、他763名というふうに書いてあるだけなんですね、議会へ出されたときは。ですから、この署名の中身の763名がどういうふうに判こをつけてあるのか、ついていないのかというようなことについて、これは議会の方ではわかっておりません。審議する段階でもわかっておりません。それは添付されておきませんのでね。

ですから、私もこれ委員会をやる時思ったんですけれども、このような請願はやっぱり署名の添付もしてもらって出した方がいいのではないかというふうにも思いますので、それもあわせて、今、奥田議員の方から質問ありましたけれども、今後の取り扱いとして、請願の署名、その中身をどうするかということについても相談していただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようでございますので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

請願第1号「国民健康保険、介護保険制度の改善を求める請願書」に対する総務民生常任委員会の判断に対して、反対の立場から討論を行いたいと思っております。

もともとこの請願には大賛成であるわけでありますので、総務民生常任委員会の結果につ

いては賛成しかねるのでございます。

まず、格差社会の拡大が急速に進んでいる中で、耐えられない大增税と社会保障制度の改悪が進んでいます。こうした中で、とても国保税高くて、何とか払いたいと思っても払えない、こんな声が多く聞かれます。

特に、昨年の税制改革でこのことが大変な社会問題にもなっています。NHK、民放のドキュメンタリーを私は何回も見ました。蟹江町でも、一般質問で紹介しましたように、国保税が高くて払えず、役場へ保険証をもらいに行きたくても敷居が高くて行けず、高血圧で大変なのに我慢して医者にも行かずに、脳溢血で母が亡くなりました。母は役場に殺されたようなものだとは恨んでいます、こんな訴えがありました。

この請願書の2番目の項目は、このようなことが起きないようにするために必要な大事な項目だと考えます。憲法25条に照らしてみても、地方自治法第2条に照らしてみましても、地方自治体といえども、今や一刻も放置できない大問題だと考えます。だからこそ近隣も、弥富市を初め、愛西市でもその取り組みが進められようとしているのであります。

私は、蟹江町でも財源はあるし、できないことではないと考えます。したがって、本請願のすべての項目に賛成でありますので、総務民生常任委員会の結論には反対であります。

以上であります。

○議長 菊地 久君

委員長報告に対する今反対が出ましたけれども、賛成の方。

○14番 山田乙三君

14番 山田乙三でございます。

私は、委員長報告、不採択に対しまして、賛成の立場から討論を申し上げます。

先日の小原議員の一般質問と重なる内容の請願書であります。その一般質問での答弁内容でも明らかになったように、1番目、国保特別会計への繰入金は、一般会計とのバランス等を総合的に考慮して決定するとの考え、これが1つでございます。

2つ目に、滞納者に保険証を交付する場合の考えに対しては、被保険者間の負担の公平の観点及び滞納者に対する納付相談を兼ねているとの考えでございます。これが2番目でございます。

3番目は、生活保護基準のボーダーライン上の住民に対する国保税の減額、免除制度に関しては、関係部署と協力して基準を策定されるという前向きな発言が、これが3番目でございます。

4番目は、同じくボーダーライン上にある住民に対する介護保険料での減額、免除は、既にその保険料決定に関してはこの考えが取り入れられていること及び所得基準第2段階までの方は2分の1軽減がされていること等々の答弁がございました。

この答弁内容からいたしましても、町としての努力がうかがえるものでありまして、あえ

てこの請願を採択することは必要ないものと考えますので、委員長報告のとおり不採択に賛成といたします。

以上でございます。

○議長 菊地 久君

ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第1号「国民健康保険、介護保険制度の改善を求める請願書」を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。

起立多数です。したがって、請願第1号は不採択にすることに決定をされました。

○議長 菊地 久君

日程第2 請願第2号「子育て支援の拡充を求める請願書」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ありませんか。

○6番 林 英子君

私は、子育て支援の拡充を求める請願について、委員長報告に対して反対の立場から討論させていただきます。

この請願署名には、署名してくださった方の心からの願いが込められております。今、子供は小さいけれども、早く実現してほしいわと、署名にはたくさんのドラマがあります。

最近、特に生活相談がふえてまいりましたが、それは貧困の格差です。貧困を生み出している社会の蛇口を締めなければ、根本的な解決にはならないということです。

延長保育の保護者負担のところでは、町長は、看護師さんは給料がいいので、延長時間を決めて、きちっと払ってもらおう。時間給にしたら一体幾らなのか。そのぐらいの負担はしてもらおうのが当然というようなお答えがありました。

今、4カ所の園で、ことし3月末で201名の方が延長保育料を蟹江町では払っております。その中の一人が看護師さんということです。

蟹江町は、この6月に住民税では何と3億5,000万円強の税収です。そういうお金こそ住

民のために使うべきだというふうに思います。一生懸命働いて暮らしを守るのです。保育料より高い延長保育料を負担しています。近隣町村では1カ所もないことは、私は表を示してお伝えしております。

妊婦の健診も、飛島では14回に決まったと報告を受けております。蟹江町は2回から5回、他の町村は14回に、他の町村はまだ聞いておりませんが、飛島は14回に決まりました。蟹江町はいい町だ、住み続けたい、住んでよかったという声を一日も早く聞きたいものです。

子育て支援の拡充を心から望み、委員長報告については反対をするものです。

○議長 菊地 久君

ほかに討論はありませんか。

○5番 高阪康彦君

5番 高阪康彦です。

私は、委員長報告に賛成の立場から討論を申し上げます。

先日の林議員の一般質問と同様な内容の請願書であります、その一般質問での答弁でも明らかなように、この請願項目に対して、1つ目、本年7月からの町独自の拡大実施前に新たな拡大策を設けることについての懸念。神田知事のマニフェストに基づく愛知県の拡大策の詳細が不明なうちに、財源の措置も決まらないうちに町が独自に拡大することの適否。

次は、妊婦健診の無料ですね。これに対しては、町村長と医師会との検討により、平成20年度から妊婦健診の拡大を行うとの答弁。

次に、保険料の値上げに関しては、国基準の保育料と比べ安価過ぎる保育料設定による負担の公平感に対するひずみへの対処。

保育料延長の保護者負担に関しては、延長保育という付加的なサービスに対する公平負担のあり方等について明確な答弁があり、町としての多くの努力もされてきました。

この請願を採択する意味は薄いと考え、私は委員長報告に対して賛成をいたします。

○議長 菊地 久君

ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 菊地 久君

ほかに討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第2号「子育て支援の拡充を求める請願書」を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。

起立多数です。したがって、請願第2号は不採択することに決定をいたしました。

○議長 菊地 久君

日程第3 議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

ないですか。

○16番 奥田信宏君

16番 奥田信宏でございます。

委員長報告をお聞きをしておきまして、質疑がなかったような気もいたしますが、今回の議案の中では、一般会計の補正予算のところでも出てくるような項目がありませんので、ここでちょっとお聞きをしておきたいと思うんですが、発言がこれは不適切だと議長さんに言われれば、お取り消しをいただいても結構なんですが、今、大変世間で騒がれております社会保険庁のいわゆる5,000万件、消えた年金の話であります。国民年金の記録を残していない町村があるというふうに言われております。まず蟹江はあるのかどうかと。

それから、もう一つは、名古屋市が本人に通知をする準備をして、もう出すというふうな話が二、三日前に報道されたことがあります。そういうことについて蟹江は一体どうなっておるのか。

これは委員長さんの当然……。今の委員会の中ではどうもこういう話題は出なかったようでありますので、ご回答をいただけるかどうかは別として、一度この機会にお聞きをしておきたいと思ひまして質問させていただきましたが、よろしくお願ひをいたします。

○議長 菊地 久君

今の質問でございますが、委員長報告の中に対しての質疑を受け取りますので、まず中村英子委員長から答弁をいただきまして、その後、扱いについてを申し上げたいと思ひます。

○総務民生常任委員長 中村英子君

議案第32号は税条例の改正でありまして、年金についての話ではございません。ですから、年金についての質疑を問うなどは一切されておられません。

しかしながら、年金につきましては非常に今注目のある、ここにも影響のある問題でありますので、緊急質問等、そのような形での理事者に対する答弁を求めるのが適切ではないかと思ひます。

○議長 菊地 久君

今、委員長報告の中で委員長が答弁されたのはその範囲でございますので、大きく言えば確かに年金の所得と国保の税金との関連はありますけれども、できるなら補正予算のときにご質問をしていただくということにしたいと思ひます。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようでございますので、質疑を終結いたしまして、これより討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」、反対の立場から討論を行います。

この条例改正は、総務民生常任委員会の中では、字句の修正等で、直接かかわりのあることは余りないというような討論があったように先ほど委員長報告の中でもありましたけれども、しかし、具体化されているのは、国会で議決されたこの内容に基づいて、蟹江町の税収や住民の皆さんの税にかかわりのあることとして条例改正を行っているわけでありますので、少し具体的に申し上げてみたいと思うのであります。

本条例改正の主要なことは、まず第1に、上場株式等の配当・譲渡益課税に対する優遇措置の延長1年ですね。2つ目に、住宅のバリアフリー改修に対する固定資産税の減額制度の創設ですね。3番目に、低公害車、電気自動車や、3種類か4種類あるようですけども、低公害車に対する自動車取得税の軽減措置の見直しと延長ですね。4番目に、信託法制定に伴う受託者課税などの整備ですね。5番目に、非課税などの特別措置の見直し等でありますけれども、6番目として、その他でエンゼル税制の改正だとか、網縄漁免許の分類に伴う狩猟税の措置だとか、駅中課税の見直しだとか等々あるわけであります。

問題は、まず第1番目に、上場株式等の配当・譲渡益課税に対する優遇措置の延長であります。本則20%、税率ですね、を10%に1年の延長であります、配当課税は2009年3月31日まで延長、それから譲渡益課税は2008年12月31日まで延長と。

この軽減税率の制度は、個人資産の貯蓄から投資へが課題だとして、株式市場の低迷や金融機関の不良債権問題に対応するものとして、5年間の時限立法で導入されたものであります。

ところが、問題は、政府税調は、現在の経済状況は大幅に改善しているというふうにしてきたものを、経団連の働きかけなどを受けて政府・与党の税調が、政府税調はそういう見通しで廃止する方向でしたのに、与党の税調も1年延長してから廃止すると決めたのでございます。つまり、財界の言うとおりをやってのけたと言わざるを得ないわけであります。

そしてまた、この優遇措置は、実際には一握りの富裕層に減税の恩恵が集中する金持ち減税となっており、直ちに撤廃すべきだと日本共産党は考えます。1年延長はやめということであります。

また、株式売買にかかわる証券税制は、分離課税であって、一律の税制になっていますが、これも累進課税である総合課税を導入すべきだと考えます。

以上の点で第1点目には反対であります。

また、2点目でありますが、非課税等の特別措置の見直しでは、縮小14件、廃止23件、期限到来し充実・延長するもの49件というふうになっておりますけれども、この全体の内容は、

やっぱり担税力のある大企業の優遇措置であります。

1、スーパー中樞港湾における次世代高規格コンテナターミナルの荷さばき施設等への優遇措置であります。これは固定資産税課税標準の2分の1。2つ目、国際競争力強化に資するという名目で、物流拠点である営業倉庫への優遇措置、これも同様2分の1であります。

国際競争力強化のための優遇措置は、港湾、物流だけでなく、都市再生特別措置法による民間都市開発事業や、あるいは企業のリストラですね、リストラ支援法である産業活力再生特別措置法による優遇措置ですね、これをさらに延長するということでありますが、まさにこれらも撤廃すべきだと考えるのでありまして、反対の理由の一つにさせていただきたいと思うのであります。

というように、庶民に対する大增税という環境の中で、金持ち、大企業に対する優遇措置が目立つ改正でありまして、とても賛成できるような改正案ではないと判断をするものであります。したがって、本条例改正案に反対であります。

○15番 伊藤正昇君

15番 伊藤正昇でございます。

議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」、賛成の討論をいたします。

私は、この案につきましては、賛成の立場から討論申し上げます。

今回の町税条例の一部改正する条例の内容は、最近における社会情勢をかんがみ、上場株式等譲渡所得に対する税率の特別措置の適用延長、高齢者等住居・改修住宅に係る固定資産税の減額措置の創設を行う等、税制改正が実施されたものです。

蟹江町といたしましても、国の税制改正の趣旨を酌み取り、町税条例改正は必要であると思われますので、本条例案については賛成をいたします。

以上です。

○議長 菊地 久君

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

ほかに討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。

起立多数です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第4 議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」、反対の立場から討論を行います。

限度額超過世帯が5%を超えないように見直しをするという、そういう理由で53万円を56万円、3万円アップ。蟹江町では52万円ですけれども、3万円アップする。こういうのが厚労省の56万円に値上げする理由でございます。蟹江町でも5%は超えておるようですね。総務民生常任委員会で一定の形で質問させていただいたんですけれども、超えているようですが、大体3万円上げれば5%以内にとどまるだろうという厚労省の判断のようであります。

この部分につきましては、日本共産党は、累進課税というもとの立場がございまして、反対するものではありません。評価するところでありまして、問題は、要は一般大衆の皆さんの増税につながっているということをお願いしたいのであります。

1つは、公的年金等特別控除額の縮小、老年者控除の廃止のことは2年目であります。つまり、公的年金等特別控除では13万円が7万円にと、それから老年者特別控除は32万円が16万円にというふうに切り下げまして、したがって、前年の収入が同額でも所得割額がふえ、国保税が増税になるということになるわけでありまして。

同時に、介護納付金課税被保険者に係る所得割額を100分の0.6から100分の1.2としたわけでありまして、この上昇分と先ほどのものと合わせたら、それこそ大変な増税になるのではないかと言わざるを得ません。

さらに、特に均等割、平等割だけでも、ひとり暮らしで6,000円のアップ、2人暮らしで1万円、3人暮らしで1万4,000円、4人暮らしで1万8,000円、5人で2万2,000円の増税。これに所得割が加わるわけですから、大変な増税になるというふうに思います。

しかも、2号被保険者というのは、フリーターやアルバイト、あるいは派遣社員などの方々がたくさん構成されている状況にあるというふうに思うわけでありまして、この方々の暮らしをとことん追いやってしまうということになるのではないかと。そういうことを理由にいたしまして、反対であります。

○議長 菊地 久君

ほかに。

○5番 高阪康彦君

5番 高阪康彦です。

私は、賛成の立場から討論を申し上げます。

今回の条例改正は、介護分の税率改正と医療分の限度額であります。

介護分については、資料を見れば、平成16年度から単年度の赤字が始まっており、今の状況を放置できない状況であります。このまま放置すれば国保財政が逼迫するのは当然である以上、今回はやむを得ない改正と思います。

また、限度額についても、地方税法施行令に伴うものであり、国保財政を考慮すれば引き上げは妥当と思われますので、本改正案に賛成をいたします。

○議長 菊地 久君

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

ほかに討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第5 議案第34号「蟹江町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について」

日程第6 議案第35号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を一括議題といたします。

本2案は防災建設常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 奥田信宏君、ご登壇ください。

(16番議員登壇)

○防災建設常任委員長 奥田信宏君

それでは、防災建設常任委員会に付託されました2案件につきまして報告をいたします。

去る6月7日に委員会を開催し、委員全員の出席のもとに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

議案第34号「蟹江町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について」を議題といたしました。

初めに、障害者賞じゅつ金は1級から8級までの等級があるが、障害の程度について伺い

たいという内容の質疑がありました。

障害等級については1級から14級まであり、1級から3級が重度、4級から7級が中度、8級から14級が軽度となっている。このうち、9級からは障害の部位によっては普通の方と変わらないことから、障害者賞じゅつ金については8級までが対象になっているという趣旨の答弁がありました。

次に、対象となる8級と9級の境はどこにあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、級の判定は、医師の診断書に基づき、「蟹江町賞じゅつ金等審査委員会」で審議されることになっているという趣旨の答弁がありました。

次に、過去に賞じゅつ金を支払った例はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、本町では例はないという趣旨の答弁がありました。

ほかにも同様の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第34号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査の冒頭において理事者側から、初日の本会議で資料請求のあった本町における過去5年間の補償等の状況について補足説明がありました。

次に、審査に入ったところ、今回の改正点の中で、第5条第3項中の補償基礎額に加算される内容として「22歳に達する日以後の最初の3月31日まで」という記述があるが、22歳になっているのはどうしてか。成人という考え方でいくなら20歳ではないのかという内容の質疑がありました。

これに対し、扶養家族加算中の特別加算の部分は、18歳から大学に進学する方の就学のための特別加算額であり、18歳からおおむね4年間ということで22歳と規定をされているという趣旨の答弁がありました。

次に、高卒等で18歳から働いていると該当しないのかという内容の質疑がありました。

これに対し、扶養するための加算額であるので、働いていれば扶養家族ではなくなるため、この加算には該当しないという趣旨の答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第35号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告を申し上げます。

(16番議員降壇)

○議長 菊地 久君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

○議長 菊地 久君

日程第5 議案第34号「蟹江町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第6 議案第35号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第7 議案第38号「平成19年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○16番 奥田信宏君

16番 奥田信宏でございます。

先ほどの質問をもう一度繰り返させていただきますので、よろしくお願いいたします。

先ほどは大変失礼しまして、この一般会計でもひょっとしたら、ページ数の言えるところでないところでありますので、中村議員のおっしゃっていただいたように緊急の質疑みたい

な格好になるかと思いますが、連日この社会保険庁の年金問題はずっと繰り返し、毎日連続、テレビ、マスコミ等で報道されております。その中で、国民年金の社会保険庁に移行する前の部分の資料が保存されていない市町村があるというふうな報道も一部されておりますので、大変心配をしてお聞きをするわけでありますが、まず1点目は、蟹江町は社会保険庁移行後も過去の資料については全部保存されておるのかどうか、まず保管をされておるのかどうか、それが1点目であります。

それから、2点目につきましては、前に申し上げましたが、名古屋市が二、三日前か三、四日前だったと思うんですが、国民年金の資料については本人のところへ過去の納付内容を送付するというようなことを、これが正確であるかどうかはちょっと別問題として、それに近い話があったのをテレビでたしか見たつもりでありますので、そうすると、例えば蟹江町でも、例えば自分の年金記録を、勤めていて国民年金に入ったという人が社会保険庁へ今、照合しに行こうということになると、例えば蟹江町の国民年金の過去の自分のところの加入の記録の証明だけをもし個人あてに送付ができるようなものがあれば、それを持って行って社会保険庁で照合が大変時間も短く、これは照合がしやすくなると。そうすると、例えば社会保険庁は抜けている部分もわかるし、蟹江でも資料の整合が大変しやすくなるような気がいたしますので、そういうような、これ町民に対しての利便性を考えてのこういうことができなにかどうかをちょっとお聞きをしておいて、少しでも今の社会保険庁に対する不安をなくすために、もし町村でお手伝いできることがあれば、これはもう町民のためにすべきでないかと思うわけでありますが、そこら辺の一度取り組み、そして考え方をお聞きしておきたい、そんなふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○民生部長 石原敏男君

それじゃ、わかっている範囲内だけでお答えさせていただきます。

年金問題については、昨今、大変マスコミ等をにぎやかして、大変町民の皆さんにもご心配をかけているところと思います。

私どもで記録で持っているもの、昭和36年4月から年金の納付が始まりまして、45年まで手書きの台帳を保管しております。その後、多分46年度からだと思っておりますけれども、これについて電算化されたというふうに記憶しておりますけれども、それから今日までの分でありますけれども、電算化になってからは社会保険事務所の方と磁気テープ等の交換でありますので、一部の部分については私どもも焼却処分をしておりますけれども、36年から始まって10年ほどの手書き、手で処理していた部分については台帳が残っているところであります。

なお、これにつきましても、過去の納付、現在持っているものについては、社会保険事務所の方から引き渡し等の打診もありますので、これについては積極的にお貸しして、きちんと町民のために照合してもらうように努力をしていきたいと思っております。

それから、2点目の名古屋市の例を挙げられたんですけれども、国民年金の納付状況につ

きましては、現在、私ども社会保険事務所の方とオンラインで結んでありますので、その納付記録が社会保険事務所で見るとも一緒ですし、役場の方で見ると国民年金の納付記録も同じでありますので、このようなことについて、市町村からそういうものを記録確認ということで送付をどうかというようなことは、まだ社会保険事務所の方からも連絡来ておりませんので、これについても社会保険事務所の方との取り組みと対応しながら今後進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○16番 奥田信宏君

16番 奥田でございます。

今の46年以降の部分は社会保険庁とのオンラインになって、多分一緒のものが当然出てくるというふうな前提であります。大変今信頼をなくしているのは社会保険庁でありまして、その資料がどこかへ行ってしまった、あるいはそこが空白になっているとか、そういう不安にかられて皆さんが行かれるわけです。そうすると、本当に自分のやつはあるのかどうかというのが、社会保険庁の言うことを信用できない状態になっているので、逆に例えば蟹江町が36年から45年、手書きの部分についても、これが、おたくはこういうふうな記録がありますよですか、それを持って行って照合をさせてあげるのが本来は安心感を与えるのではないかと。社会保険庁へ行って、あったと行って、それでも、ひょっとしたら違うんでないかと不安を持って帰ってくるような話になると、できる限りこれは、蟹江町の町民に対してのサービスの一環でありますので、今の36年から45年までの手書きの部分の証明なり何なり、そういうことは、時間的にもかかるかもしれませんが、可能なのかどうか、ちょっとそこら辺もお聞きをしておきたいと思ひますが。

○民生部長 石原敏男君

これについては、先日も町民の方から自分の納付記録なんか問い合わせありますけれども、あくまでも我々は一応、現在、社会保険庁が進めておりますので、私どもから余分な——余分なと言っては失礼なんですけれども、安易にデータを出して、また一段混乱を招くといけませんので、これについてはそれぞれの人のケース・バイ・ケースで、それぞれ社会保険事務所と連絡をとりながら、お尋ねのあったものについては、私の方からその方についてケース・バイ・ケースで対応しておるのが現状であります。

特に今言われましたように、それぞれの転出者等も多くて、蟹江町全部調査してお出しするというのはちょっと困難でないかということと思ひますので、それについては個人のケースということで、国民年金の部分だけしか私どもでわかりませんけれども、の分でお答えするしかないというふうに思ひしております。

○16番 奥田信宏君

それでは、再度お尋ねをしておきたいと思ひますが、蟹江町の窓口へ行きます、私なら

私が。それで、今、私の国民年金どうなっているかとお聞きをしに行きます。そうすると、オンラインされているところは、すぐ多分わかる。電算化されているというから多分わかると思うんですが、36年から45年までの自分の納付記録というのは簡単に出るものですか。例えば来て、それは窓口で5分なり10分待っている間に全部出ますよと言われるものなのか。例えば、それが他町村から転入をその時期にしていたとか、そういう記録がある部分は、それはどういうふうに出るのか、そこら辺もちょっとお聞きをしておけたらと思いますが、時間的にはどのくらいかかるものかをお聞きをしておきたいと思います。

以上です。

○議長 菊地 久君

わかるか。無理に答えんでもいいですからね。わからんこと言うと、おかしくなってくるので。いいですか。

○民生部長 石原敏男君

36年から45年まで手書きと言っておりますけれども、この部分についてもきちんと電算の方に入っておりますので、確認がとれるわけでございます、直ちに。ただ、本人さんの記憶の問題で、自分は納めたんだけれども、どうだと言われれば、当然今のこの問題が起きているところでありますので、この36年から45年のところはうちの方で台帳ありますので、その手書きの台帳を見てお答えして、電算の画面を見て、台帳と見ながら、それで間違いがないかということで、きちんとそれは町民の方にお知らせしておるわけでありますので、これは36年から45年までどうなっているかというんでなしに、これは既に36年からのものがさかのぼって電算の方に一括データとして管理されておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 菊地 久君

ほかにございませぬか。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、関連してそのことでは1つだけ要望しておきたいと思ひますけれども、1つは、蟹江町民のそれに対する不安を取り除くという点で、蟹江町の果たす領域という点で見ますと、引き継ぎの際に正確にいつているかどうか、抜けておる部分がないかどうかということについて町なりに調査をして、町民の皆さんにこういうことで引き継ぎが間違いなくできておりますというチラシでも出したらどうかなと私は思ひますけれども、その点はいかがでしょうか。

それから、2点目でありますけれども、これは教育施設でも、あるいは福祉施設でも、本町住民が求めているので、関連するとすれば教育費になるでしょうかね、あるいは民生費になるでしょうかね、伺いたいというふうに思ひますけれども、本町地区はかねてから公共用地を求めて随分と運動してまいりまして、いろいろな要求があつても、なかなか土地は求められませぬ。そこで、ニッセンの跡地なんですけれども、やっぱり当局からすれば、早く

から調査をして、そこへ本町の皆さんの要求にこたえるために一定の土地を購入していただくというような努力をしていただいてもいいんじゃないかというふうに思うんですけども、今、ニッセンの跡地というのはどんな状況になっているのか聞かせていただくと同時に、そんなお気持ちがないかどうか聞いておきたいと思うんです。

○住民課長 犬飼博初君

国民年金の調査は間違いないということで報告したらどうかということでございますけれども、転出された方もかなりお見えになりまして、そういう方で古い記録がそちらの社会保険事務所にないということで、市町村へ行ってくれと、その当時の。見えても、うちの方でやっぱり台帳を見ていただいても、そういう納付記録が、例えば納付していないということ言っても、本人さんは納付したと、私は記憶しておると言われると、うちの方も、いや、しておる、していないの話になりますと、また管轄の、うちでいうと中村社会保険事務所の方へ行って問い合わせをしてくださいという形になりますので、こちらで間違いないと言っても、ご本人さんの記憶では払ったという記憶が残っている以上、台帳とすり合わせても違う場合がありますので、うちの方は念のために管轄の社会保険事務所でもう一度ご確認をお願いしたいということでやっておりますので、それでご理解いただきたいと思います。

○議長 菊地 久君

次、公共用地の関係は。2問目。

○町長 横江淳一君

関連の関連ということで、どこまでお答えできるのかわかりませんが、まず日本染色さんの土地というのはあくまでも、ご存じのように会社の土地でありまして、蟹江町の土地ではございません。開発については、開発許可等々につきまして、県の通過地点であります建築確認も含めまして蟹江町が管理をしているわけでありまして、これからどうなるかということにつきましては、まだ詳しいことはわかっておりませんし、事前にあの土地を買い求めるというような、そういう話し合いをその前の時点でされるような、いろんな情報を会社側が私どもへ提供していただければ、これは非常にいいことでもありますけれども、残念ながらそういう状況にはなかったわけでありまして、今現在まだ詳しくは、どういう状況になるかということについては、この場で申し上げるようなデータは持っておりませんので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、住民課長、私そういう意味のことを言っておるわけじゃないんですよ。つまり一般的に、一つの例で取り上げられましたけれども、一般的に移行がうまくいっているかな、どうかな、不安だなという皆さんのお気持ちを取り除いていただくために。町が保険事務所への移行の作業をやったでしょう。国民年金の移行の作業をやったでしょう。その作業がスムーズにしているかどうか。いかずに抜けておるといふ例もあ

るようですから、いっているかどうかを調査して、いっているようでしたら、住民の皆さん、ご安心くださいと。引き継ぎのところは蟹江町の責任の範囲でもありますので、調査した結果、間違いなくできております。ご安心くださいというチラシを出したらどうかということをおっしゃるわけでありまして、それに答えていただきたいというふうに思うんです。

もう一つ、町長ですけれども、やっぱり本町が本当に切実な要求だということをご理解いただいて、どんな機会でもチャンスをうかがっていただくというふうにぜひお願いをしたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○民生部長 石原敏男君

大変不安を与えるような答弁になるかもしれませんが、もう当時のチェックリスト等も破棄してしまっておりますので、今議員が言われるように、全部そのときに間違いのないつもりで全部処理かけておりますので、そのような文書を出すということはいかななものと思うんです。我々は、当時は当時できちんとそのように担当者がすべてチェックして、間違い全部塗りつぶして、オーケーして社会保険事務所の方へ引き継いでいるというふうに信用しておりますので、それで今後、議員が言われたようにチラシを出して、万一何かのときに間違いが出ますと、それこそ反対に不安を余計あおることになりますので、そのようなチラシは出す予定は持っておりません。

○議長 菊地 久君

よろしいでしょうか。

○14番 山田乙三君

14番 山田でございます。

緊急質問という形でちょっとご容赦願いたいんですけれども、国民年金ですね、これはやっぱり質問していかなければいかんというのは、私のところにもかなりの方が問い合わせがあるんですよ、実際。先ほど民生部長が言われましても、人ですので、やっぱり間違いはあっちゃいかなけれども、やむを得ん部分もこれも容認するわけですが、実は原簿ですね、原簿からパソコンのところに入力するんですが、お一人の人が通常やられるんですけれども、システムとしてダブルチェック、トリプルチェックをされてはいたか、はっきり申し上げる。その辺は人ですから、男、女、こういった部分もございまして、どうだったか、はっきりそれをお聞きしたいのと、今、住民課に一般の方が問い合わせされますと、もう社会保険庁じゃないですね、中村社会保険事務所ですね、これの管轄は。そこに振っておられる。

今、答弁の中でオンラインと言われましたね。私もこういうこと一部かじってましたので、はっきり申し上げますけれども、社会保険庁が諸悪の根源で、100%悪いということになっておりますけれども、全部が悪いわけじゃないんですけれども、年金番号ですね、それを、基礎年金番号を入力すれば、もう会社がつぶれたということも出てくるんですよ、はっきり。私はそういうことを何件か経験していますので。ですから、その辺のところを、オンライン

でなっておるといえば、住民サービスはやぶさかでない。やってあげないけないと思いますし、もう今、中村社会保険事務所でも窓口なんかすごい方がおられると思いますよ。ですから、町としても一時期やっていた関係上、オンラインがあるとおっしゃるならば、そういう住民サービスをやっても別に罰は当たらないと思いますよ。

それから、電算化と言われましたね、46年から。電算化イコール、こういうものはデータが消えちゃうということもままあるんですよ。ですから、バックアップ機能がとってあったかどうか。これは当然とるべきものなんです、重要ですから。これは現在でもこそと保管をされている場合もしかるべきだと思いますよ。ということは、ここから中村社会保険事務所へ全部原簿を送りました、送りましたと、これも結構ですけれども、やはり国民年金の貴重なお金をいただいた方の原簿なんで、やっぱりこういうことが起きることが予想するわけじゃないですけれども、もう知らんと。原簿も、それから、電算化だから、マイクロフィルムと言われるんですけれども、そういうものを、磁気テープですね、送っちゃったから知りませんよと。これだけではちょっと冷た過ぎますよ、実際。ですから、オンラインと言われるならば、リアルタイムで目の前でどうぞ年金番号言ってくださいと、お見せしますとやれるんじゃないですか。その辺ちょっとお答えください。

○議長 菊地 久君

申しわけないけれども、関連の関連に入っていっておりますので、こういうことがあるから要望だとか、十分努力をしてくれというような形でとどめておいた方がいいと思いますので、いかがなものでしょうか。どうしても聞きたいですか。

○14番 山田乙三君

14番 山田ですけれども、やっぱり当人にとっては切実なんです、この声は。そうすると、電話かける。もうポンと社会保険庁に聞いてくださいならいいですよ。中村社会保険事務所ならいいですよ。それもしっかり言われなくて、社会保険庁とか言われるから、対応が悪いから、あえて私は申し上げるんですよ。はっきり原簿、あるいは電算化によって磁気テープが、この辺の該当するところは中村社会保険事務所。今、大変込んでいますけれども、行ってください、照合してください、納得してください。オンラインと言われるんだったら、やってあげてもいいんじゃないですか。そんなに国民年金というのは、国民健康保険とは違いますので、国民年金はそんなに多い——多いことは多いですけれども、数としてはあれでしょう、知れていますでしょう。

その辺のサービスは、私はね、関連だと議長おっしゃるけれども、一番大事で、もう再三電話かかってくるんですよ。かかってきて、このようなことをオウム返しでしゃべっておるわけですけれども、結論的には中村社会保険事務所へ行って確認してくださいよと言うんですけれども、役場に確認すると非常に冷たい態度。お金を持っていったのは役場なんです、住民課なんです。ですから、その原簿も磁気テープも持っていったら知らんと、これ

に近いことでは余りにも冷た過ぎませんか。ですから、あえて私はその辺をかつちりしっかりとさせていただきたいので申し上げているわけです。

○議長 菊地 久君

どなたがお答え。事務的なことなんですか、政治的にお答えするんですか、答弁する人。事務範囲に入っておるの。あんたたちの事務範囲に入っておることなの、今。入っておるんだね。いいんですね、やっておるんだね。

○民生部長 石原敏男君

まず、オンラインで結んでいるというのは、私ども国民年金の部分だけでありますので、厚生年金等の関係はわかりませんので、国民年金の部分についてはそのようにお答えさせていただきます。

なお、今言われましたように、大変問い合わせ等も多いものですから、まず電話番号をきちんと教えることが第1点。それともう一点、行かれる場合はきちんと中村の社会保険事務所ということで、窓口で対応をさせていただいております。特に町民の皆さんにつきましては、中村社会保険事務所か社会保険庁なのか本当にわからない方も多々ありますので、一番元は社会保険庁であって、この辺の事務管理しておるのは中村社会保険事務所ということで、きちんと窓口では対応させていただいているつもりであります。

それから、電算に引き継いだとき等のバックアップデータ等と言いますが、今、私の知っている範囲内では保管がされていないというふうに認識しております。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、先ほど、それはひょっとしたら危ないんで、だめだというようにご答弁でしたけれども、私の経験で、私は中村社会保険事務所へもう何遍か、いや、数え切れないほどよく行っておるんですけども、過去において不支給、もらえないというふうにあきらめておった人を取れるようにしていただいた例が3件ほどあるんですけども、その中身は、例えば坑内夫であったときの記載漏れがあったとか、もう一人は、愛媛県から京都へ来て、京都からこちらへ来たんですけども、愛媛県時代の記載が漏れておったということがあったりして、私は本人の言い分に沿って追跡調査をやって、そこへ勤めておったことを立証して、もらえるようにした例があるんですけども、こういう問題は個々の問題なんですよ。

しかし、私がさっき言っているのは、全部まとめて事務の引き継ぎをやったわけでしょう。これとは違う性格の問題なんですよ。そこがスムーズにいつておるかどうかを全体として、向こうの発言を聞けばわかるわけですから。引き継ぎした中で、あなたが先ほどおっしゃったような個々の問題は個々の問題として処理すればいいわけで、それは別にそれで裁判ざたでどうだということではないというふうに思うんですよ。だから、事務引き継ぎがスムー

ズにいつている、ちゃんとできていると、こういうことだけ確認できればいいんじゃないかというふうに思いますので、確認したら、いや、できておりますという答弁していただければいいわけですので。チラシでも出してもらえば、ありがたいですよ。そんなことができないかということ。ぜひやっていただきたいということを要望として言っておきたいと思います。

○議長 菊地 久君

今の件については、本当は一つの議題として議論をすべきことだったと思うわけですが、重要な今の町民にとっては関心事でございますので、今、3人の方からご意見や質問が出たことをきちんと整理をして対応ができますように議長からもお願いをいたしまして、この件は打ち切らせていただきたいと思いますと思いますが、ほかに何か。

(なしの声あり)

ないようでしたら、質疑を打ち切りたいと思います。

討論はございませんか。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第8 議案第39号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

保険税の収納と使い道の補正予算でございますが、町側にお尋ねいたします。

きょうの中日新聞で、国保税の収納について、消費者金融の高額な滞納等で、このごろ20%以上については還付されるというのが全国的に非常に広がっているわけですね。それを察知して、手続を手伝ってやって、その消費者金融からの還付があった場合には、その還付金で滞納の国保税に充当するというのを、愛知県下で17市町村手がけているという記事がけさの新聞に載っておりましたが、このことはもうご存じになっているかどうか。

それから、そのことは町としては、どこから情報、お尋ね、相談、県か国かどっか知らんですが、があったかどうか、まずお尋ねします。

○住民課長 犬飼博初君

通知が来ておったかどうかというご質問でございますけれども、私はそれは見ておりません。

それと、今言われた、きょう、けさの新聞でございますけれども、まことに勉強不足で、私、けさ新聞読んでいなかったものですから、そういう話もちよっと聞きましたけれども、読んでいないです。

○3番 山田邦夫君

まだ読んでいच्छらないとか、余り上からというか、県やその他から内示、相談がなかったという前提で、国保税に限らないんですけれども、滞納者には窓口相談、窓口指導を大分していच्छいますね。そうすると、まさに個人の秘密ですけれども、消費者金融で相当困っていると、家計がやりきれない状態になっていて滞納していると言いわけをする人が、もしかするとつかめているんでないかと。私の部類でも知っている人があるんですね。消費者金融に困っていて、サラ金地獄に入っているのに、こちらの方なんか後回しだという状態になっているわけです。それについては全国的に相当還付してもらえ動きが、弁護士、司法書士問わず、今回は行政も手がけているわけですね。

ですから、窓口で消費者金融で困っているということが、これは個人のことで、そう答弁できませんけれども、つかめている分については、どこかに相談して、それを取り返す。過去に払った高利をですね、20%を超すグレーゾーンの高利を取り返すということを少しサジェスチョンする、助太刀してやる。そうすると、何万円かでも何十万円かでも返ってくる。その中から滞納分について充当する。これはまことに当を得ている。しかも、県内で17市町村実施していると、けさの新聞に載っているんです。だから、新聞記者が調べたのか、既にそういう動きがあったのかなと思って先ほど聞いたんですが、そういうきめ細かい、そして滞納分を本当に納めてもらうということについては、もっとしっかり知恵を絞ってやるべきだと思います。

これは今現在ご答弁できないと思いますが、要望として申し上げておきます。お願いします。

○議長 菊地 久君

ほかにございせんか。

(なしの声あり)

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

本補正予算案に反対の立場で討論を行います。

討論の趣旨は、先ほど議案第33号で申し上げたとおりでございます。その一部具体化の内容として、11ページでしたかね、に、9ページですな、にございますので、この1点で反対をさせていただきます。

以上です。

○議長 菊地 久君

次に、賛成討論の発言を許します。

○12番 大原龍彦君

12番 大原龍彦です。

私は、賛成の立場から討論を申し上げます。

今回の補正予算の歳入では、条例改正によるものでありますが、この改正が国保財政の健全化に寄与するものと思われまます。また、歳出では、法律で定められた負担額で、必要な歳出であり、本案に賛成いたします。

○議長 菊地 久君

ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

ほかに討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

議案第39号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第9 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会をいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成19年第2回蟹江町議会定例会を閉会といたします。

(午前10時41分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長 菊 地 久

3 番 議員 山 田 邦 夫

4 番 議員 米 野 秀 雄